省　令

○厚生労働省令第百九号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第十四号）附則第三条第一項及び同条第二項の規定により読み替えて適用する高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第三条第一項又は同条第二項の規定により読み替えて適用する令第十六条第一項の外来療養に要した費用の額） **第二十七条**　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第十四号）附則第三条第一項又は同条第二項の規定により読み替えて適用する令第十六条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る外来療養に係る第六十三条各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。	**附　則** （新設）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。